

検察庁法の一部改正法案の廃案及び違法な閣議決定の撤回を強く求める会長声明

- 1 検察庁法の一部改正法案（以下、「本法案」という。）が、第201回通常国会に提出され、国民世論からの強い批判、反対を受け、2020年5月18日に、今国会での法案成立が見送られることとなった。
- 2 すでに、当会の2020年4月13日付会長声明において指摘したとおり、本法案のうち、内閣ないし法務大臣の裁量により役職延長や勤務延長がなされることを可能とする「特例措置」については、準司法官たる検察官の独立性、公正性を根底から揺るがし、国民の信頼を損ない、憲法の基本原理である権力分立を損なう危険を招来するものである。
また、政治権力を憲法で拘束する立憲主義を骨抜きにする違憲の疑いすらある。
- 3 同様の指摘、批判が、日本弁護士連合会をはじめ、9割以上の単位弁護士会の会長声明や衆議院内閣委員会等の審議における野党からなされていることに加え、世論においても多くの懸念、反対が示されている。
衆議院内閣委員会において法務大臣は、「特例措置」の要件である「職務の遂行上の特別の事情」、「公務の運営に著しい支障が生ずる」事由について、人事院規則の規定に準じて定めると答弁するなど、検察官の独立性に対する認識が欠けており、恣意的な人事権の行使を可能とする要件であることがますます明らかになっている。そもそも、検察については検察官同一体の原則からも、検事総長や検事長等の幹部検察官の定年という予測しうる交代があったからといって、捜査、公判に著しい支障を来すことは考えられないのであり、立法事実を欠くものである。
- 4 このような審議状況に鑑みても、前記のとおりの本法案の問題性は明白であって、今国会での採決を見送ったのは当然というべきである。
- 5 報道によれば、政府は、本法案の成立を諦めてはおらず、継続審議扱いとして、2020年秋の臨時国会ないしはそれ以降の国会において審議予定とのことであるが、そもそも本法案のうち、内閣ないし法務大臣の裁量により役職延長や勤務延長がなされることを可能とする「特例措置」条項部分は、削除すべきであって、このような重大な問題を含む法案は、継続審議ではなく、廃案とすべきである。
- 6 また、本法案の問題性とは別に、2020年1月31日付の東京高等検察庁検事長の定年を延長する閣議決定が検察官に定年延長は一切ないとする公権的解釈に反し、解釈の範囲を逸脱した違法、無効なものであることに変わりはない。

7 当会は、引き続き、本法案中の「特例措置」条項部分の廃案とともに検察官定年延長の閣議決定の撤回を求める。

2020年（令和2年）5月20日

長野県弁護士会
会長 中 鳶 知 文